指数算出会社の変更に伴う
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

株式会社ＪＰＸ総研（以下「ＪＰＸ総研」という。）の設立に伴い、指数算出会社が株式会社東京証券取引所からＪＰＸ総研に変更されることから「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
・「東京証券取引所」の表記を「ＪＰＸ総研」に改める。	・先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第２条

Ⅲ．施行日

２０２２年４月１日から施行する。

以　上

別紙

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
（オプション取引に係る清算価格） 第２条　取引証拠金規則第７条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。 （１）　有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数（株式会社ＪＰＸ総研（以下「ＪＰＸ総研」という。）が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引、ＪＰＸ日経インデックス４００（株式会社日本取引所グループ、ＪＰＸ総研及び株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）が算出するＪＰＸ日経インデックス４００をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引、東証銀行業株価指数（ＪＰＸ総研が算出する東証銀行業株価指数をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引及び東証ＲＥＩＴ指数（ＪＰＸ総研が算出する東証ＲＥＩＴ指数をいう。以下同じ。）の各銘柄 　当社が別表３「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。 （２）・（３）　（略）	（オプション取引に係る清算価格） 第２条　取引証拠金規則第７条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。 （１）　有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、東証株価指数（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が算出する東証株価指数をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引、ＪＰＸ日経インデックス４００（株式会社日本取引所グループ、東京証券取引所及び株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）が算出するＪＰＸ日経インデックス４００をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引、東証銀行業株価指数（東京証券取引所が算出する東証銀行業株価指数をいう。以下同じ。）に係る指数オプション取引及び東証ＲＥＩＴ指数（東京証券取引所が算出する東証ＲＥＩＴ指数をいう。以下同じ。）の各銘柄 　当社が別表３「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。 （２）・（３）　（略）

付　則 この改正規定は、令和４年４月１日から施行する。	